

平成24年2月10日

各位

会社名 株式会社日本M&Aセンター  
代表者役職名 代表取締役社長 三宅 卓  
(コード番号：2127 東証第一部)  
問い合わせ先 常務取締役管理本部長 榎木 孝磨  
TEL 03-5220-5454

## 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行内容確定に関するお知らせ

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、平成24年2月10日、取締役会にて平成24年2月9日付けで開示いたしました「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」に記載の通り、「新株予約権と引換えに払い込む金銭」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を含めた新株予約権の募集事項を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

本新株予約権は、後記「II. 新株予約権の発行要項 3. 新株予約権の内容（6）新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、平成25年3月期から平成28年3月期までのいずれかの期の経常利益が①30億円、②40億円及び③50億円に達した場合においてのみ、それぞれに定める割合の本新株予約権を行使できる内容となっております。

当社が中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、業績拡大に直接リンクしたストック・オプションを導入することにより、当社役員及び従業員の業績拡大への意欲及び士気をなお一層向上させることを目的として、当社役員及び従業員に対して有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権の権利行使により将来発行される新株式は最大でも現在の発行済株式総数の2.7%となっております。

#### II. 新株予約権の発行要項

##### 1. 新株予約権の数

3,550個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,775株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(当社は、平成24年2月9日の取締役会において、平成24年4月1日(日曜日)を効力発生日として当社普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割すること及び当社普通株式の

売買単位を 100 株とする単元株制度を採用することについて決議しております。そのため、下記 3. (1) に記載の新株予約権 1 個あたりの株式数 0.5 株は、当該株式分割及び当該単元株制度採用の効力発生後に当社単元株式数の 100 株に調整され、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数も、当社普通株式 355,000 株となります。

当該株式分割の内容等につきましては、平成 24 年 2 月 9 日付当社プレスリリース「株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。）

## 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、金 286 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

## 3. 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 0.5 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 378,000 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、

調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成28年6月30日から平成30年6月29日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権は、平成25年3月期乃至平成28年3月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益が下記（i）乃至（iii）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行うことが可能となる。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

（i）30億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の10%まで

（ii）40億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%まで

（iii）50億円を超過した場合、全ての本新株予約権

② 新株予約権者は、上記①の条件が満たされた場合において、以下の（i）乃至（ii）に掲げる時期に応じて当該（i）乃至（ii）に規定する本新株予約権の数を行使することができる。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (i) 平成 28 年 6 月 30 日から平成 29 年 6 月 29 日まで  
上記①により行使可能となった本新株予約権の数の 50%まで
  - (ii) 平成 29 年 6 月 30 日から平成 30 年 6 月 29 日まで  
上記①により行使可能となった本新株予約権のうち、上記 (i) の期間に行使しな  
かったもの全て
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、  
監査役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が上記①の条件が満たさ  
れた時点において当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であり、かつ、  
当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - ④ 新株予約権者は、割当日以降、当社及び当社関係会社の就業規則又は取締役会決議に基づ  
く減給以上の懲戒処分を受けた場合は、本新株予約権を行使することはできない。
  - ⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が上  
記①の条件が満たされた時点において当社または当社関係会社の取締役、監査役または従  
業員であり、かつ、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - ⑥ 本新株予約権の 1 個未満の端数行使は認めない。

#### 4. 新株予約権の割当日

平成 24 年 3 月 12 日 (月曜日)

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは  
分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総  
会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当  
社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができ  
る。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使  
ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換また  
は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行  
為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イ  
からホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基  
づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交  
付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または  
株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
平成24年3月23日(金曜日)
9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
- |       |      |        |          |
|-------|------|--------|----------|
| 当社取締役 | 6名   | 660個   | (330株)   |
| 当社監査役 | 3名   | 140個   | (70株)    |
| 当社従業員 | 97名  | 2,750個 | (1,375株) |
| 合計    | 106名 | 3,550個 | (1,775株) |

以上